

組合員からの情報提供窓口設置運営要領

茨城みなみ農業協同組合 監事会

(制度の趣旨・目的)

第1条 監事が理事の職務を監査するにあたり、理事の職務の遂行に係る情報を広く収集するため、組合を構成する組合員よりその情報提供を受ける窓口を設置し、もって監事監査の実効性を高めることを目的とする。

(情報の受付を行う監事)

第2条 組合員からの情報を受付ける監事は、常勤監事とする。

(受付ける情報)

第3条 受付ける情報は、理事等の職務の遂行に係る情報に限る。

(情報の選別とその後の対応)

第4条 情報の提供を受けた場合は、「理事の職務の遂行に係る提供情報に関する調書」(別紙1)を作成し保管する。

- ② 情報を受けた場合は、情報提供受付日時、提供者の氏名、問合せ先、情報の概要および情報提供者が匿名を希望するかどうかについて、記録する。
- ③ 情報の概要は、提供情報の対象となる理事の氏名、提供情報の発生した日時、発生した事象の要約、関連当事者の氏名を記録する。
- ④ 情報を受付けた常勤監事は、監事と情報を共有し、情報の内容を検討し、必要に応じ、事実確認・原因究明に向けて可能な限り調査を行い、調査結果を記録する。
- ⑤ 提供された情報が、理事に係る事象でない場合は、内容により該当部門に連絡するとともに、情報提供者には以後の対応の窓口が変わる旨の連絡を行い、各々に連絡をした日時および該当部門を別紙1に記録する。
- ⑥ 提供された情報が、組合の使用人に係る事象である場合には、監事に対応の協議を行い、その使用人が所属する部門責任者に連絡し以後の適切な対応を求めるとともに、情報提供者には以後の対応の窓口が変わる旨の連絡を行い、各々に連絡をした日時および該当部門担当理事名を別紙1に記録する。
- ⑦ 情報の対象となった理事が代表理事ではない場合は、監事に対応の協議を行い、代表理事に連絡し適切な対処を求め、代表理事との会合の日時及びその概要を別紙1に記録する。
- ⑧ 情報の対象となった理事が代表理事である場合は、監事に対応の協議を行い、代表理事へ連絡の上適切な処置を求めるとともに、県中央会経営指導担当部署へ報告し、その会合の日時およびその概要を記録する。また、必要と判断した場合には県行政農協指導担当部署等に相談し、その会合の日時およびその概要を記録する。
- ⑨ 提供情報に係る事象に関するその後の経過について適宜記録し、その事象が全て完了した場合には、完了した日時とその結果の概要を記録する。

なお、必要に応じ情報提供者に提供された情報に係る事象の顛末について関連当事者のプライバシーに十分に配慮し報告するとともに、その経過を記録する。

(窓口の明示)

第5条 窓口を設定した旨の周知を行うため、組合員向け情報誌等に適宜、掲載する。

- ② 掲載に当たっては、代表理事等との会合において、掲載情報誌等の選択及び掲載箇所、掲載時期または間隔、掲載内容に関し協議を行い決定する。

(再発防止措置および公表措置)

第6条 調査の結果、不適性行為等が明らかになった場合には、監事は理事会に対し速やかに再発防止措置を講じるよう求めるとともに、必要に応じ公表措置を求める。

(情報提供者の保護)

第7条 監事は、提供内容に関する情報を厳重に管理し、組合は情報提供者が情報を提供したことにより、地域社会における生活において不利益を受けないように可能な限り配慮しなければならない。

- ② 組合及び本要領に定める業務に携わる者は、事実確認のための調査等特段の理由のない限り、情報提供された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(運営状況報告)

第8条 受付した情報については、件数、情報の種類（関連する事業部門等）について、適宜、理事会に報告する。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、代表理事等と協議のうえ監事会が行う。

附 則

この要領は、平成26年3月20日から施行する。

掲載内容文例

当組合の監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法第 35 条の 5 および農協法施行規則第 81 条に基づき、理事等による組合の適正な業務遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当組合の理事等の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば電話または封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

茨城みなみ農業協同組合 監事会

連絡先：住所 茨城県取手市毛有 111 番地

電話番号 0297-63-5544

情報受付 常勤監事

お電話の場合は、月曜日～金曜日、9 時～16 時をお願いします。

※当組合の業務に関する一般的な苦情等については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※その他業務に関する相談につきましては、総務課において、一括してお受け致します。受付後、担当事業窓口より、連絡し対応させていただきますのでご了承ください。

【その他業務に関する相談窓口】

住 所 茨城県取手市毛有 111 番地

電話番号 0297-63-2211（代表）

担当部署名 企画総務部総務課

別紙 1

理事等の職務の遂行に係る提供情報に関する調書

最初の受付		
情報提供媒体	電話	封書
情報受付日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～ 時 分頃	
情報提供者氏名		
情報提供者 問合せ先	住所： 電話：	
匿名希望の有無	匿名希望	匿名でなくてもかまわない
情報の概要		
① 報の対象者		
② 象の発生日		
③ 象の発生場所		
④ 象の内容		
⑤ 連当事者		
受付監事名	㊟	
提供情報が一般苦情相談の場合		
該当する部署		
該当部署に連絡した日時	年 月 日 午前・後 時 分頃	
該当部署の連絡した者の氏名		
情報提供者へ窓口変更連絡日時	年 月 日 午前・後 時 分頃	
提供情報が使用人に関する情報の場合		
該当する部署		
監事で協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃	
協議結果		
協議内容を確認した監事	常勤監事	㊟
	監事	㊟
	監事	㊟
	監事	㊟
	監事	㊟
	監事	㊟

該当部署に連絡した日時	年 月 日 午前・後 時 分頃
該当部署部門担当理事名	
情報提供者へ窓口変更連絡日時	年 月 日 午前・後 時 分頃 連絡不要と判断した場合の判断理由
調査記録	
調査内容	調査項目： 調査方法と経過： 調査結果： 調査担当監事： 調査日時：
調査内容を監事で共有した日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃
共有内容を確認した監事	常勤監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印)
提供情報が代表理事以外の者に関する情報の場合	
監事で協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃
協議結果	
協議内容を確認した監事	常勤監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印) 監事 (印)
代表理事と協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃

協議結果			
協議内容を確認した監事	常勤監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
提供情報が代表理事に関する情報の場合			
監事で協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃		
協議結果			
協議内容を確認した監事	常勤監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
県中央会経営指導部署へ報告をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃		
報告内容			
報告をした監事	常勤監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
	監事		印
行政農協指導部署へ相談等をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃		
相談内容及び顛末			

相談を実施した監事	常勤監事 監事 監事 監事 監事 監事	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩
代表理事等と協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃	
協議結果		
協議内容を確認した監事	常勤監事 監事 監事 監事 監事 監事	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩
提供された情報に関する顛末・結果		
顛末・結果に関し監事で協議をした日時	年 月 日 午前・後 時 分頃～午前・後 時 分頃	
協議結果		
協議内容を確認した監事	常勤監事 監事 監事 監事 監事 監事	⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩ ⑩
情報提供者へ窓口変更連絡日時	年 月 日 午前・後 時 分頃 連絡不要と判断した場合の判断理由	